写

龍ケ崎市告示第４１号

龍ケ崎市高校生地域活動応援補助金交付要綱を次のように定める。

令和７年３月１９日

龍ケ崎市長　萩　原　　勇

龍ケ崎市高校生地域活動応援補助金交付要綱

（趣旨）

第１条　この要綱は、高校生のまちづくりへの参画機会の創出並びにまちへの愛着の醸成及び興味関心の向上を図り、まちづくりの担い手となる人材を育成するため、龍ケ崎市（以下「市」という。）の地域課題の解決に寄与する活動を行う高校生で構成される団体に対し、予算の範囲内において龍ケ崎市高校生地域活動応援補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、龍ケ崎市補助金等交付規則（平成１５年龍ケ崎市規則第１７号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（補助金の種類及び目的）

第２条　補助金の種類は、次の各号に掲げるものとし、それぞれ当該各号に定めることを目的とする。

⑴　探究活動アシストＴＹＰＥ　学校教育法施行規則（昭和２２年文部省令第１１号）第８３条に規定する総合的な探究の時間（以下「総合的な探究の時間」という。）における活動を深化させるため、それぞれの団体の探究テーマに基づいて高等学校の授業時間以外において自主的に当該団体が活動するための支援

⑵　地域活動アクションＴＹＰＥ　校外活動（学校教育法施行規則第８３条に規定する高等学校の教育課程以外の活動をいう。）として、市の地域課題の解決に寄与する活動を企画立案し、実行するための支援

（補助対象団体）

第３条　補助金の交付の対象となる団体（以下「補助対象団体」という。）は、次の各号に掲げる補助金の種類に応じ、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。

⑴　探究活動アシストＴＹＰＥ　市内の高等学校において実施されている総合的な探究の時間において、班、グループ等として活動する団体

⑵　地域活動アクションＴＹＰＥ　市内の高等学校に在籍し、又は市内に在住する高校生２人以上で活動する団体

（補助対象事業）

第４条　補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、人口減少、少子高齢化、商店街の活性化等の市の地域課題の解決に寄与する事業とする。

２　前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する事業は、補助対象事業としない。

⑴　営利を主たる目的とする事業

⑵　特定の個人又は団体の利益のために実施する事業
⑶　法律、条例等に違反する事業
⑷　公序良俗に反する事業
⑸　政治活動又は宗教活動を目的とする事業
⑹　国、県その他の機関が交付する補助金等又は市が交付する他の補助金等を受けている、又は受ける予定の事業
⑺　その他市長が適当でないと認める事業

（補助対象経費）

第５条　補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、報償費、旅費、需用費、役務費、使用料、賃借料その他市長が必要と認める経費とする。

（補助金の額）

第６条　補助金の額は、補助対象経費の額とし、探究活動アシストＴＹＰＥは３万円、地域活動アクションＴＹＰＥは５万円を上限とする。

（交付の申請）

第７条　補助対象団体の代表者は、補助金の交付を受けようとするときは、補助対象事業に着手する前に、龍ケ崎市高校生地域活動応援補助金交付申請書（様式第１号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

⑴　事業計画書（様式第２号）
⑵　収支予算書（様式第３号）
⑶　その他市長が必要と認める書類

２　補助金の申請は、その種類ごとに、１補助対象団体当たり同一年度内において１回を限度とする。

３　補助対象団体は、既に補助金の申請を行った補助対象団体（以下この項において「申請団体」という。）において活動する生徒と補助金の交付を受けようとする補助対象団体（以下この項において「未申請団体」という。）において活動する生徒が２分の１以上同一の生徒であるときは、当該申請団体及び当該未申請団体は、同一の補助対象団体とみなす。

（交付の決定）

第８条　市長は、前条第１項の規定による申請を受けた場合は、その内容を審査の上、補助金の交付の可否を決定し、龍ケ崎市高校生地域活動応援補助金交付（不交付）決定通知書（様式第４号）により補助対象団体の代表者に通知するものとする。この場合において、市長が必要と認めるときは、条件を付すことができる。

（補助対象事業の変更等）

第９条　前条の規定により補助金の交付の決定を受けた補助対象団体（以下「補助決定団体」という。）の代表者は、当該決定を受けた事項に変更が生じたとき、又は補助対象事業を廃止しようとするときは、速やかに龍ケ崎市高校生地域活動応援補助金変更（廃止）承認申請書（様式第５号）

に第７条第１項各号に掲げる書類（変更があったものに限る。）を添えて、市長に提出しなければならない。ただし、補助金の額の変更を伴わない軽微な変更は、この限りでない。

２　市長は、前項の規定による申請を受けた場合は、その内容を審査の上、変更等の承認の可否を決定し、龍ケ崎市高校生地域活動応援補助金変更（廃止）承認（不承認）通知書（様式第６号）により補助決定団体の代表者に通知するものとする。この場合において、市長が必要と認めるときは、条件を付すことができる。

（実績報告）

第10条　補助決定団体の代表者は、補助対象事業が完了したとき（廃止の承認を受けたときを含む。）は、速やかに龍ケ崎市高校生地域活動応援補助金実績報告書（様式第７号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

⑴　事業実績が分かる書類（事業計画書に準じて作成した書類をいう。）

⑵　収支決算書（様式第８号）

⑶　その他市長が必要と認める書類

（補助金の額の確定）

第11条　市長は、前条の規定による実績報告を受けたときは、その内容を審査の上、補助金の交付の額を確定し、龍ケ崎市高校生地域活動応援補助金交付額確定通知書（様式第９号）により補助決定団体の代表者に通知するものとする。

２　市長は、前項の規定により確定した補助金の額が第８条又は第９条第２項の規定により通知した補助金の交付の額と相違しないときは、前項の規定による通知を省略することができる。

（交付の時期等）

第12条　補助金の交付は、前条第１項の規定による補助金の交付の額を確定した後に行うものとする。ただし、市長が必要と認めるときは、補助対象事業の着手前又は完了前であっても、その全部又は一部を交付することができる。

２　補助決定団体の代表者は、前項の規定による補助金の交付を受けようとするときは、龍ケ崎市高校生地域活動応援補助金交付請求書（様式第１０号）により市長に請求しなければならない。

（交付決定の取消し）

第13条　市長は、補助決定団体が次の各号のいずれかに該当した場合は、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消し、既に交付した補助金があるときは、その全部又は一部の返還を求めることができる。

⑴　偽りその他の不正な手段により補助金の交付の決定を受けた場合

⑵　補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件に反する行為をした場合

⑶　前２号に掲げるもののほか、この要綱に定める事項に反した場合

２　市長は、前項の規定により補助金の交付の決定を取り消し、既に交付した補助金の返還を求めるときは、龍ケ崎市高校生地域活動応援補助金交

付決定取消通知書兼返還命令書（様式第１１号）により補助決定団体の代表者に通知するものとする。

（補則）

第14条　この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

付　則

（施行期日）

１　この告示は、令和７年４月１日から施行する。

（この告示の失効）

２　この告示は、令和９年３月３１日限り、その効力を失う。

（失効後の経過措置）

３　この告示の失効の日以前に補助金の交付の決定を受けた団体に係る第１３条の規定は、同日後もなおその効力を有する。

様式第１号（第７条関係）

年　月　日

龍ケ崎市長　様

申請者　住　　所
団体等名称
代表者氏名
代表者の保護者又は学校の責任者の署名

龍ケ崎市高校生地域活動応援補助金交付申請書

龍ケ崎市高校生地域活動応援補助金交付要綱第７条第１項の規定により、下記のとおり関係書類を添えて申請します。

記

１　補助金の種類　探究活動アシストＴＹＰＥ・地域活動アクションＴＹＰＥ

２　事業の名称

３　交付申請額

４　添付書類
⑴　事業計画書（様式第２号）
⑵　収支予算書（様式第３号）
⑶　その他市長が必要と認める書類

様式第２号（第７条関係）

事 業 計 画 書

１　団体の概要

フリガナ				
代表者氏名				
住所				
連絡先	電話		メール	
在籍校				
学年				
代表者以外	氏名		在籍校	
	氏名		在籍校	
	氏名		在籍校	

２　事業の概要

事業の名称	
実施場所	
目的	
事業内容	
期待される効果	
スケジュール	
協同・連携する団体等の有無	

※　その他、事業の詳細な内容が分かる書類を添付すること。

様式第３号（第７条関係）

収支予算書

収入　　（単位：円）

区分	予算額	算出根拠
計		

支出　　（単位：円）

区分	予算額	算出根拠
計		

様式第４号（第８条関係）

龍ケ崎市指令　第　　号

申請者　住　　所

団体等名称

代表者氏名

龍ケ崎市高校生地域活動応援補助金交付（不交付）決定通知書

年　月　日付けで申請のあった事業について、龍ケ崎市高校生地域活動応援補助金交付要綱第８条の規定により審査した結果、下記のとおり決定したので通知します。

年　　月　　日

龍ケ崎市長　　印

記

補助金の種類	探究活動アシストＴＹＰＥ・地域活動アクションＴＹＰＥ
事業の名称	
交付・不交付の別	
補助対象事業の内容	
補助金の額	
交付の条件	
備考	

様式第５号（第９条関係）

年　月　日

龍ケ崎市長　様

申請者　住　　所
団体等名称
代表者氏名
代表者の保護者又は学校の責任者の署名

龍ケ崎市高校生地域活動応援補助金変更（廃止）承認申請書

年　月　日付け龍ケ崎市指令　第　　号により交付決定を受けた事業に関し、下記のとおり変更（廃止）したいので、龍ケ崎市高校生地域活動応援補助金交付要綱第９条第１項の規定により承認を得たく申請します。

記

１　補助金の種類　探究活動アシストＴＹＰＥ・地域活動アクションＴＹＰＥ

２　事業の名称

３　申請の区分　　変更　・　廃止

４　変更等の理由

５　変更等の年月日

６　添付書類（変更があったものに限る。）
⑴　事業計画書（様式第２号）
⑵　収支予算書（様式第３号）
⑶　その他市長が必要と認める書類

様式第６号（第９条関係）

龍ケ崎市指令　第　　号

申請者　住　　所

団体等名称

代表者氏名

龍ケ崎市高校生地域活動応援補助金変更（廃止）承認（不承認）通知書

年　月　日付けで申請のあった事業について、龍ケ崎市高校生地域活動応援補助金交付要綱第９条第２項の規定により審査した結果、下記のとおり決定したので通知します。

年　　月　　日

龍ケ崎市長　　印

記

補助金の種類	探究活動アシストＴＹＰＥ・地域活動アクションＴＹＰＥ
事業の名称	
申請の区分	変更　　・　　廃止
承認・不承認の別	
補助金等の額	今回通知額 既通知済額 変更増減額
承認の条件	
備考	

様式第７号（第１０条関係）

年　月　日

龍ケ崎市長　様

申請者　住　　所
団体等名称
代表者氏名
代表者の保護者又は学校の責任者の署名

龍ケ崎市高校生地域活動応援補助金実績報告書

年　月　日付け龍ケ崎市指令　第　　号により交付決定（変更承認）を受けた事業が完了したので、龍ケ崎市高校生地域活動応援補助金交付要綱第１０条の規定により、関係書類を添えて報告します。

記

補助金の種類	探究活動アシストＴＹＰＥ・地域活動アクションＴＹＰＥ
事業の名称	
事業の成果	
事業の完了日	

添付書類

⑴　事業実績が分かる書類（事業計画書（様式第２号）に準じて作成）
⑵　収支決算書（様式第８号）
⑶　その他市長が必要と認める書類

様式第８号（第１０条関係）

収支決算書

収入　　（単位：円）

区分	予算現額	決算額	摘要
計			

支出　　（単位：円）

区分	予算現額	決算額	摘要
計			

補助金の収入に対する補助対象経費の支出　　（単位：円）

補助金の収入	補助対象経費の支出	返還の要否

様式第９号（第１１条関係）
龍ケ崎市指令　第　　号

申請者　住　　所
団体等名称
代表者氏名

龍ケ崎市高校生地域活動応援補助金交付額確定通知書

年　月　日付けで実績報告書の提出のあった事業について、龍ケ崎市高校生地域活動応援補助金交付要綱第１１条第１項の規定により審査した結果、下記のとおり決定したので通知します。

年　　月　　日

龍ケ崎市長　　印

記

補助金の種類	探究活動アシストＴＹＰＥ・地域活動アクションＴＹＰＥ
事業の名称	
補助金等の額	今回通知額 既通知済額 変更増減額
備考	

様式第１０号（第１２条関係）

年　月　日

龍ケ崎市長　様

申請者　住　　所
団体等名称
代表者氏名
代表者の保護者又は学校の責任者の署名

龍ケ崎市高校生地域活動応援補助金交付請求書

年　月　日付け龍ケ崎市指令　第　　号により交付決定（変更承認・額確定）のあった事業に係る補助金について、龍ケ崎市高校生地域活動応援補助金交付要綱第１２条第２項の規定により、下記のとおり請求します。

記

補助金の種類	探究活動アシストＴＹＰＥ・地域活動アクションＴＹＰＥ
事業の名称	
補助金等の額	既通知済額 既交付額 今回請求額 未交付額
備考	

振込先	金融機関名	銀行 金庫 組合						本店 支店 出張所	
	口座番号	普通・当座							
	フリガナ								
	口座名義人								

様式第１１号（第１３条関係）

龍ケ崎市指令　第　　号

申請者　住　　所

団体等名称

代表者氏名

龍ケ崎市高校生地域活動応援補助金交付決定取消通知書兼返還命令書

年　月　日付け龍ケ崎市指令　第　　号により交付決定（変更承認）を受けた事業について、龍ケ崎市高校生地域活動応援補助金交付要綱第１３条第２項の規定により、下記のとおり交付決定の全部又は一部を取り消し、既に交付した補助金の返還を求めます。

年　　月　　日

龍ケ崎市長　　印

記

補助金の種類	探究活動アシストＴＹＰＥ・地域活動アクションＴＹＰＥ
事業の名称	
取消し（返還）額	
取消し（返還）の理由	